

第3回（令和3年度）「ひめボスグランプリ」表彰公募要領

第1 趣旨

この要領は、第3回（令和3年度）「ひめボスグランプリ」表彰事業実施要綱第3条に基づき、公募に必要な事項を定める。

第2 募集対象

ひめボス宣言事業所（以下、「事業所」という。）において、県内に勤務する管理職や代表者等のいわゆる上司である個人を対象とし、所属する事業所から推薦があった者。

第3 応募資格

- 1 表彰の対象となる個人の募集は所属する事業所からの推薦による。
- 2 推薦事業所については次の要件を満たすものとする。
 - (1) 女性活躍推進法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法及びパートタイム労働法に関する義務規定違反がないこと。
 - (2) 上記以外の労働関係法令に関する重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
 - (3) 応募期限までにひめボス宣言を行っていること。

第4 応募

- 1 応募方法
応募用紙に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、電子メール、郵便、ファックス又は持参のいずれかにより提出。
- 2 応募期限
令和3年8月31日（火）必着（郵送の場合も同様）
- 3 提出先
委託先：（一社）愛媛県法人会連合会
〒790-0067 松山市大手町2-5-7 愛媛県中小企業指導センター内
TEL 089-933-5596 FAX 089-947-4251
E-mail himenowa02@csc-ehime.jp

第5 選考方法

- 1 書類受付後、県または当事業受託業者である（一社）愛媛県法人会連合会が必要に応じて実地調査を実施する。
- 2 一次審査は書類審査とし、「ひめボスグランプリ」表彰一次審査会で選考し、一次審査通過者が二次審査に進むものとする。
- 3 二次審査は、令和3年11月22日に開催予定の「ひめボスグランプリ」において「ひめボスグランプリ」表彰二次審査会が決定する。

- 4 二次審査は公開とし、一次審査通過者がひめボスとしての取組みをプレゼンテーションするとともに、職場の者による推薦メッセージを公表し、その双方を対象として審査を行う。

第6 表彰

- 1 令和3年11月22日に開催予定の「ひめボスグランプリ」において表彰を行う。
- 2 表彰はグランプリ1件、地域活性化賞1件、準グランプリ3件の計5件とし、別表に掲げる表彰基準により、部下の仕事と家庭生活への配慮・工夫など愛媛県版イクボス「ひめボス」として優れた取組みを行っている個人を「ひめボスグランプリ」として表彰するとともに、特に地域貢献等地域活性化につながる顕著な取組を行い、成果を上げているものについては、「地域活性化賞」として表彰する。
- 3 表彰事例は事例集として発行し、広く周知・啓発するほか、県ホームページ等でも公表する。